

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月1日

【会社名】 株式会社ツカモトコーポレーション

【英訳名】 TSUKAMOTO CORPORATION CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 阿久津 和行

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町1丁目6番5号

【電話番号】 東京03 - 3279 - 1315 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部経理部長 池野 正道

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町1丁目6番5号

【電話番号】 東京03 - 3279 - 1315 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部経理部長 池野 正道

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日に開催された当社第96回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその金額

1株につき金3円 配当総額120,153,066円

効力発生日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応し、グループ事業を効率的に運用するため、現行定款第2条（目的）につきまして所要の変更を行うものであります。

インターネットの普及を考慮し、利便性の向上及び公告手続きの合理化を図るため現行定款第5条（公告方法）につきまして電子公告への変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。

取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるものであります。また、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員
の範囲が変更されたことに伴い、当社においても、非業務執行取締役及び監査役について、継続的に適切な人材を広く招聘できるようにするため、変更案第27条（取締役の責任免除）の規定を新設し、現行定款32条（監査役の責任免除）について所要の変更を行うものであります。

なお、変更案第27条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

上記変更に伴って現行定款条数の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、阿久津和行、薄龍一、小林史郎、荒木保男、百瀬二郎、碓氷悟史及び大友純を選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、山田雅人、五十嵐邦雄及び佐藤健次を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	23,841	95	0	(注1)	可決 98.37
第2号議案 定款一部変更の件	23,380	556	0	(注2)	可決 96.47
第3号議案 取締役7名選任の件					
阿久津 和行	23,842	94	0	(注3)	可決 98.38
薄 龍一	23,844	92	0	(注3)	可決 98.39
小林 史郎	23,848	88	0	(注3)	可決 98.40
荒木 保男	23,846	90	0	(注3)	可決 98.39
百瀬 二郎	23,840	96	0	(注3)	可決 98.37
碓氷 悟史	23,825	111	0	(注3)	可決 98.31
大友 純	23,798	138	0	(注3)	可決 98.20
第4号議案 監査役1名選任の件					
山田 雅人	23,847	89	0	(注3)	可決 98.40
五十嵐 邦雄	23,836	100	0	(注3)	可決 98.35
佐藤 健次	23,805	131	0	(注3)	可決 98.22

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上